

毎年5月12日は民生委員児童委員の日です。

民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手として、皆さんが日々の暮らしの中で困っている事や悩んでいる事などについて、一緒に解決するお手伝いをしています。子育て、介護、暮らしのことなど、何でもお気軽にご相談ください。(相談内容や個人の秘密は守られます。)(敬称略)



※友枝地区の主任児童委員は選考中です。

●問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線167)

特定不妊治療費助成制度のご案内

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けている方へ、治療費を助成します。

■対象者

- 以下の3つの要件に全て該当するご夫婦
- ①申請日前1年以上の期間、引き続き町内に住んでいるご夫婦(仕事などのため夫婦の一方が一時的に町外に住んでいる場合も含まれます)
- ②「福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱」に規定する助成の決定を受けているご夫婦
- ③町税を完納しているご夫婦

■助成金額

夫婦1組につき1年度当たり10万円を上限とします。
ただし特定不妊治療に係る費用から、福岡県の助成金を控除した通算5年度を上限とします。
※平成24年4月1日以後の治療から適用します。

●申請・問い合わせ先 健康福祉課 健康増進係 TEL 72-3111(内線164)

■申請手続

治療が終了した月(または、治療を中止した月)の月末から1年以内に申請してください。

■申請に必要なもの

- ①福岡県発行の「不妊治療費助成承認決定通知書」
- ②特定不妊治療に要した治療費の領収書
- ③印鑑

■注意事項

既に他市町村での助成を受けた方は、他市町村の助成額、助成年数を控除します。

保健師だよ!

糖尿病について①

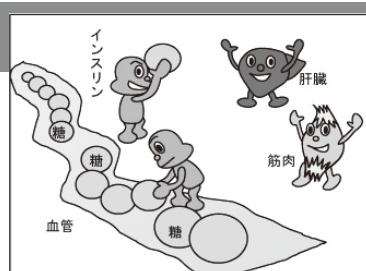
糖尿病とは、血液中の糖分(血糖)が多くなる病気です。糖分は、生きていくために必要なエネルギー源ですが、血液中に多く存在すると動脈硬化を引き起こす原因となります。

では、なぜ血液中の糖分が多くなるのでしょうか。

このことに関係するものが、膵臓から出る「インスリン」というホルモンです。インスリンは、からだの中で唯一血糖を下げるホルモンで、食後に上がる血液中の糖分をからだの細胞や筋肉に取り込んでエネルギーに変えたり、余った糖分を肝臓に運んで蓄えたりする働きをします。これにより、血糖値は一定に保たれているのです。

しかし、インスリンの量が少なくなったり、働きが悪くなると、糖分を体の中にうまく取り込めず、血糖値があがります。

今回はインスリンがうまく働かなくなる原因についてお話しします。



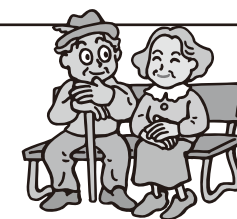
糖尿病の症状

- ・尿が多くなる
 - ・のどが渇く
 - ・疲れやすくなる
- ※多くの場合無症状で進行します。

後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ

平成24年度及び平成25年度の保険料率が決まりました

	平成22・23年度	平成24・25年度	増減
所得割率	9.87%	10.88%	1.01%増
均等割額	52,213円	55,045円	2,832円増
賦課限度額	50万円	55万円	5万円増



※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度改正されることになっています。
※福岡県内全区域で保険料率は均一です。

保険料額の通知について

保険料額の詳細が記載された「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月中旬に送付する予定です。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新のお知らせ

現在の保険証の有効期限は、平成24年7月31日までです。8月1日から使える新しい保険証は、7月下旬に郵送します。

後期高齢者健康診査のお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施します。

6月中旬頃、後期高齢者医療被保険者全員に受診票と詳しいお知らせを送付します。

なお、平成24年7月以後に新たに被保険者となる方につきましては、随時、受診票と詳しいお知らせを送付します。

- 問い合わせ先 健康福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線168)
- 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター TEL 092-651-3111

新たに病児保育も始めました

病児・病後児保育とは

お子さんが、入院治療を要しない病気治療中または病気の回復期で、保護者が就労などにより家庭での保育が困難な期間に、一時的に専用施設で保育と看護を行います。

- 場 所 上毛町病児・病後児保育施設(こうげクリニック内 TEL72-2028)
- 対象児童 町内に住所がある生後6か月から小学校3年生までの児童
- 保育時間 月曜日～金曜日・・・8:00～17:30まで(土、日、祝日、お盆、年末年始は利用できません)
- 利用料 1人1日 2,000円(生活保護世帯は無料、住民税非課税世帯は500円、所得税非課税世帯は1,000円です)
- 利用方法
 - ①登録 住民課に備え付けの利用登録票で事前登録を行う
 - ②受診 かかりつけ医の診断を受け、病状連絡票の交付を受ける(交付費用は保護者負担となります)
 - ③予約 利用希望日の前日までに、病児・病後児保育施設に空き状況を確認し、予約する。病気の状態や定員などの都合により利用できない場合があります。
 - ④利用 利用日までに利用申請書と病状連絡票を病児・病後児保育施設に提出する

※緊急の場合は、病児・病後児保育施設で利用申請と同時に利用登録ができます。
※緊急に医師の診察を受ける必要がある場合、治療費などの費用は保護者負担となります。

一時保育をご利用ください(6月1日から利用開始)

一時保育とは

保護者が就労・ケガや病気・出産・介護・冠婚葬祭などにより家庭での保育が困難なときに、一時的にお子さんを保育します。

- 場 所 大平保育所(Tel84-8033)
- 対象児童 町内に住所がある1才児(平成24年4月1日現在で1歳以上)から小学校就学前の児童
- 保育時間 9:00～17:00まで(日、祝日、年末年始は利用できません)
- 利用料 ◎3才未満児 1日2,000円 半日1,000円 ◎3才以上児 1日1,600円 半日800円
- 利用方法
 - ①登録 住民課に備え付けの利用申込書で事前登録を行う
 - ②予約 利用希望日の1週間前までに大平保育所に連絡し、予約する。原則週3日を限度として利用できますが、定員などの都合により利用できない場合もあります。
 - ③利用

●申し込み・問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

